

# 11月・12月は「市税等納付推進月間」です

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納付の協力を呼びかけております。  
 “愛してます 住みよいまち うるま”を実現するために  
 必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

## 市税等の種類は次のとおりです

固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

## わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など

## ☑ 固定資産税・市県民税・軽自動車税を滞納すると…

法律に基づいて財産の差押えが実施される場合があります。  
 不動産（土地・家屋）、債権（預金・給与等）、動産（軽自動車・テレビ等）などが差押えの対象となります。

## ☑ 国民健康保険税を滞納すると…

財産の差押えが実施される場合があるほか、短期被保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

## ☑ 介護保険料を滞納すると…

介護サービスを利用する際に、自己負担の額が3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなることがあります。また、法律に基づいて財産の差し押えが実施される場合もあります。

## 今、ちょっと待ってほしい…一度に納められないので分割してほしい（納付相談）

【納税課では】当該期間中の毎週木曜日を「時間延長窓口」として設け、納付相談等の業務を午後8時まで行っております。なお当該業務は本庁のみの対応となりますので、ご了承下さい。

【国民健康保険課では】毎週木曜日、午後8時まで納付相談等の窓口業務を実施しております。なお当該業務は本庁のみの対応となりますので、ご了承下さい。

【介護長寿課では】納付相談は本庁舎のみの対応となりますので、事前にお電話でお問い合わせ下さい。お手続きの際は、印鑑と身分証明をご準備ください。

## 納付は便利な口座振替をおすすめします

口座振替をご利用いただくと、納めに行く手間が省け、納め忘れがありません。  
 口座振替のお手続きの方法や、各種お問い合わせに関しましては下記連絡先をお願いします。

### お問い合わせ先

市税の納付に関すること	納 税 課(☎973-1099)
国民健康保険税に関すること	国民健康保険課(☎973-3202)
後期高齢者医療保険料に関すること	後期高齢者医療係(☎973-3177)
介護保険料に関すること	介 護 長 寿 課(☎973-3208)

市では、民生委員・児童委員を募集しています。詳しくは福祉総務課(☎989-0203)まで

**年金**  
**だより**  
**11月は年金月間。**  
**未来の生活設計を考えよう**

市民課  
 国民年金係  
 ☎973-5498

「国民年金保険料」は、納付した全額が、社会保険料控除の対象です。

「国民年金保険料」は、納付した全額が、所得税、復興特別所得税及び住民税などの「社会保険料」控除の対象となり、税額が軽減されます。

### 控除証明書の発送は11月

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から、毎年11月上旬に送付されます。証明内容は、今年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。また、今年納付された過去の年度分や、家族の保険料を納付した場合も控除対象となります。

10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付された方(年の途中から国民年金に加入した場合など)については、翌年の2月上旬に、同様の証明書が送付されます。

### 控除証明書を、無くした時は…

「基礎年金番号」確認できるものを「準備の上、コザ年金事務所へお問合せください。」  
 ▲93312267

待たずに相談できる！  
 コザ年金事務所 年金予約相談！

コザ年金事務所では、年金相談の予約を実施しています。年金全般(国民年金・厚生年金・特別支給の老齢厚生年金など)についてご相談できますので、ぜひ、予約相談をご利用ください。

### 《予約相談のメリット》

①ご都合に合わせて、相談が出来ます。

②事前に準備のうえ丁寧に対応します。

### 《予約のお申込み》

ねんきんダイヤル

▲057010511165

受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後4時

※相談希望日の1ヶ月前から受付が可能です。

※基礎年金番号がわかる年金手帳、年金証書をご準備ください。

### 年金の

出張相談“をうるま市役所で”

【日時】 11月13日(水)

午前10時～午後4時

【場所】 うるま市役所 東棟 1階

※予約は、通常の予約相談と同じです。  
 コザ年金事務所へお問合せ下さい。

## 年金生活者支援給付金とは

年金受給者の方で、公的年金等の収入や所得額が、**一定基準額(※)**以下の場合、生活を支援するために年金に上乗せして支給されるものを言います。

### 対象者

- 「**老齢基礎年金**」を受給している方
  - ・次の要件を全て満たしていること。
    - ①65歳以上。
    - ②世帯員全員が市民税が非課税。
    - ③年金収入額とその他所得額の合計が**※8万円以下**。
- 「**障害基礎年金**」・「**遺族基礎年金**」を受給している方
  - ・次の要件を満たしていること。
    - ①前年の所得が約**※462万円以下**。

- 平成31年4月1日以前からすでに年金を受給している方
  - ・案内 年金機構より**9月上旬から**順次発送されています。**(対象者のみ)**
  - ・提出 案内が届きましたら、同封のハガキ(請求書)を記入し、提出して下さい。

### 開始時期と給付

- 開始時期 令和元年10月1日から施行。
- 給 付
  - ・口座 原則として年金給付と同じ口座へ振り込まれます。
  - ・振込 2ヶ月分ごとにまとめて給付  
 なお、請求した月の翌月分からの支給となりますが、今回10月からの分は、**12月末までに**請求すれば遡及して給付されます。
  - ・給付額 上限5千円/月(前年度の所得状況を審査し確定)

### 手続き

- 平成31年4月2日以降から年金を受給となる方
  - ・請求 年金の請求手続きと併せて、これから請求ができます。
  - ・場所 コザ年金事務所・市役所市民課国民年金係

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所へお問合せ下さい。

【給付金専用ダイヤル 0570-05-4092】 【コザ年金事務所 933-2267】